

【特待生コース (hiro 式・オンライン英会話スクール)】利用規約

2018年10月23日作成

第1条 (総則)

1. 【特待生コース (hiro 式・オンライン英会話スクール)】利用規約 (以下「本規約」といいます) は、サービス提供主体 (以下「乙」といいます) が提供する【特待生コース (hiro 式・オンライン英会話スクール)】 (以下「本サービス」といいます) の利用条件を定めたものです。受講者 (以下「甲」といいます) は、本規約並びに甲が定める基本利用規約に同意のうえ、本サービスを購入・利用するものとします。
2. 甲が本サービスを購入・利用した場合には、本規約に同意したものとみなします。また乙は、利用者に対する事前または事後の通知なしに本規約を改定できるものとし、本規約の改定後、甲に電子メールで告知した時点で改定後の本規約を適用するものとし、変更後に利用があった場合は改定後の規約に同意したものとみなします。

第2条 (事業者の氏名、住所、電話番号)

1. 大石晋裕、北海道札幌市北区北 22 条西 2 丁目 1-22Gratia803、090-2075-9954

第3条 (役務提供の種類・方法)

1. 乙は甲に対して、英語講座 (個別レッスン) をインターネット接続による skype 通話にて提供します。乙の定める学習指導カリキュラムの中から本サービスを提供します。

第4条 (役務の提供期間)

1. 甲が本サービスの提供を受けることができる期間 (以下「利用期間」といいます) は、初回のレッスン日から3ヶ月間とし、提供頻度は、週1回 (各回1時間) とします。なお、初回レッスンは、申込み決済が完了した後、2日以内に、乙が甲へ電子メールによる連絡をし、初回レッスン日の決定を相互合意の上、決定します。
2. 利用期間は、利用料金を支払うことにより利用権利が付与されます。なお、利用料金の支払いは、第6条に定める手段にて行われるものとします。

第5条 (本サービスの登録申し込み)

1. 本サービスの申込は、サービス決済代行業者 infotop にて、購入完了した時点をもって完了するものとします。(infotop: <http://www.infotop.jp/>)

第6条 (利用料金・支払方法)

1. 甲は、本サービスの利用の対価として、乙が定める利用料金を乙に支払うものとします。なお、甲は、利用料金に係る消費税およびその他、付加される税を負担するものとします。また、クレジットカード支払いで分割決済の場合は、システム手数料、銀行振込の場合は、振込手数料、コンビニ決済の場合は、コンビニ決済手数料が別途発生し、その料金は甲負担といたします。
2. 本サービスの利用料金は、298,000円とします。なお、消費税8%は内税とします。
3. 甲は、本サービスの利用料金を、サービス決済代行業者 infotop にて、以下の何れかの手段で支払うものとします。

- (1) クレジットカード（分割払い可）※分割決済の場合、システム手数料
 - (2) 銀行振込（前払い）※振込の場合、振込手数料
 - (3) コンビニ決済（前払い）※コンビニ決済の場合、コンビニ決済手数料
 - (4) ちょコムeマネー
4. その他発生する料金として、skype 通話をする際のインターネット通信料があげられます。利用の際に発生するインターネット通信料は、甲負担とします。

第7条（契約解除、クーリング・オフに関する事項）

1. 法令に基づき、本条で定める契約の解除・クーリングオフは2ヶ月を超え且つ支払総額が5万円を超える契約の場合にのみ適応されます。その場合は、本サービスを申し込みされた日から起算して8日を経過するまでの間は、甲は書面により契約の解除を行うことができます。
2. 1. の契約の解除は当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じるものとします。
3. 1. の契約の解除があった場合、乙はその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いの請求はできません。
4. 1. の契約の解除があった場合、レッスンが提供された場合であっても、乙は金銭の支払いの請求をすることはできません。
5. 1. の契約の解除があった場合、受領している金銭は速やかにその全額を返金します。
6. 1. の契約の解除があった場合、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を発揮するものとします。
7. 甲が不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかった時は、改めて乙が発行するクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、第7条1項の契約解除ができるものとします。

第8条（契約の解除・中途解約）

1. 法令に基づき、本条で定める契約の解除・クーリングオフは2ヶ月を超え且つ支払総額が5万円を超える契約の場合にのみ適応されます。その場合、乙より本サービス申し込みが完了した日から起算して8日を経過した後は、甲は書面で乙に提出することによって契約の解除を行うことができます。
2. 1. の契約の解除が場合の受講料の精算方法は以下の通りです。
 - (1) クレジットカードで決済された場合
 - ・クレジットカード契約全額全額の返金の場合・・カード返品処理により精算します。
 - ・クレジットカード契約全額全額の返金でない場合・・残金全額を甲の口座に振り込みます。
- ※ 精算処理に関して、現金を振り込む場合の振込手数料は、甲の負担とします。
- (2) 銀行振込等、クレジットカード以外で決済された場合・・契約残額より違約金を除いた額を甲の口座に、振り込みます。
3. 1. の契約の解除があった場合、乙は以下の費用を差し引いた額を甲に返金いたします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対してその不足分を支払うこととします。

受講開始前

- (1) 違約金（契約残額の20%、ただし5万円を限度とします）を除いた残額全額を返金いたします。但し、クーリングオフ期間は第7条が優先されます。

受講開始後

- (1) 消化済みのレッスン料

※ 消化済みのレッスンとは、以下を指します。

また消化済みのレッスン料は、原則、契約時の単価×消化回数となります。

- ・受講されたレッスン
- ・甲乙ともに合意したレッスン日に対して、ご連絡または連絡なしで欠席されたレッスン
- ・契約期間の終了に伴い受講できなかったレッスン

(2) 違約金 (契約残額の 20%、ただし 5 万円を限度とします。)

第 9 条 (割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項)

ローン提携販売の方法、または包括信用購入あっせん、もしくは個別信用購入あっせんの方法により役務の提供を行う場合には、割賦販売法の規定に基づき、甲に生じている事由をもって対抗することができます。

第 10 条 (前受金の保全に関する事項)

前受金の保全措置は講じておりません。

第 11 条 (登録情報の取り扱い)

1. 乙は、甲の登録情報を本サービスの提供の目的にのみ利用します。
2. 乙は、登録情報を甲の事前の承諾なく第三者に開示しないものとします。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 法令に基づく要請を受けたとき
 - (2) 提供を拒むことによって公共の利益に反する問題が発生する場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
 - (4) 乙の正当な権利行使に必要なとき

第 12 条 (サービス引き渡し方法、ならびにサービス引き渡し時期)

1. サービス引渡し方法は、決済後、infotop ユーザーマイページより利用者が、ダウンロードすることとします。
2. サービス引渡し時期は、代金決済完了後、14 日以内に infotop ユーザーマイページよりダウンロードして下さい。

第 13 条 (返金条件・返金方法)

1. 返金対象者は、第 7 条・第 8 条の規定に基づき返金申請をするものとします。
2. 返金希望の際は、電子メールにて、下記メールアドレスまで、返金の旨、返金額振込口座情報とともに、甲が連絡するものとします。
宛先：hiro、電子メールアドレス：support@newlifeproducer.com
利用者からの返金希望の電子メール受信後、7 営業日以内に、指定の銀行口座へ、第 7 条・第 8 条の規定に基づき返金します。

第 14 条 (禁止行為)

1. 甲は、本サービスのレッスン受講その他利用に際して、以下に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 甲が本サービスを利用する権利を他者に譲渡し、使用させ、売買し、名義を変更し、質権を設定し又は担保に供すること
 - (2) 乙、その他第三者の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシーを侵害すること
 - (3) 違法行為、公序良俗に反する行為
 - (4) 本サービスの運用を妨げる行為
 - (5) 本サービスを営業行為、営利目的およびその準備に利用する行為
 - (6) 乙に違法行為を勧誘または助長する行為
 - (7) 乙が経済的・精神的損害、不利益を被る行為
 - (8) 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為
 - (9) 乙への嫌がらせや、不良行為などレッスンの進行を妨げる等のハラスメント行為
 - (10) 泥酔状態でレッスンを受講する行為
 - (11) レッスンの内容、画像、動画若しくは音声を乙に無断で公開する行為、又はそのおそれのある行為
 - (12) 乙の競合たりうるサービス・企業等へ勧誘する行為
 - (13) 乙への暴言・脅迫行為、または業務の進行を妨げる行為
 - (14) その他、乙が不相当と判断する行為
2. 前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、乙の裁量により判断されるものとします。なお、本項の判断について乙は説明責任を負うものではありません。
3. 乙は、前項の判断に起因して甲が損害又は不利益等を被った場合、乙に重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
4. 甲は、第1項に違反する行為に起因して乙または第三者に損害が生じた場合、本サービスからの退会後であっても、すべての法的責任を負うものとします。

第15条（本サービスの中止・中断・停止・登録取消等）

1. 乙は、甲が下記のいずれかに該当すると判断した場合、サービスの提供状態を問わず、甲に対して事前の通知等を要せず、本サービスの利用の中止・中断・停止または登録の取消の処分を行うことができるものとします。
 - (1) 甲が警告等による改善の見込みがないと甲が判断した場合
 - (2) 甲が第14条に定める禁止行為を行った場合
 - (3) 甲が本規約の各規定に違反した場合
 - (4) その他の事由で乙が甲の本サービスの利用を不適切と判断した場合
2. 甲が前項を理由とした処分を受けた場合において、乙はすでに利用者が支払った利用料金の返金を一切行わないものとします。
3. 乙は第1項に定める事由を理由とした処分により、甲に損害または不利益等が発生した場合であっても、一切の責任を負うものではありません。

第16条（退会）

1. 甲は、乙が別途定める手段にて退会申請を行うものとします。不備なく退会申請が行われた場合、退会申請の受理をもって利用資格を喪失し退会が完了します。なお、乙が退会申請を確認し、手続きを完了した旨を

